慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	英国戦時の食糧問題と農業政策（下）
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.8 (1918. 8) ,p.1059(31)- 1076(48)
JaLC DOI	10.14991/001.19180801-0031
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180801-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

が其の同一量に對し一定の時機に於て交換し得る他貨物の多寡は他の時機に於けると同じからざるなり。斯くて貨幣は賣買に際し、全然他の貨物と同一なる狀態に在るものにして、而して總て同一なる價値の法則に從ふものなり云々と（pp. 51—53）。斯くの如くして貿易平衡論より出發したる Locke は軈て熱心に自由主義の學說を主張するに至れり。吾人は是に於て亦マーカンチリズム其の物が自由學派の先驅たるを觀るなり。

英國戰時の食糧問題と農業政策（下）

堀江歸一

五

吾輩は前號所載の論文に於て、英國戰時の食糧問題を論述し、同國が戰時に於ける食糧需給の調節を得て、國民の生活に安定を與ふるの目的を以て、或は政府自ら食糧中或る種類のものを管理し、或は國民に其貯藏を禁止し、或は國民の消費量に節減を加へ、或は代價を公定する等種々の手段に出でゝ、以て今日に至れることを說明したり。思ふに是等の手段たる、其效果の如何は姑く之を措き、其本質に於て消極的なることを免かれず。一時の突發的事情に依て、食糧に對する需要と其供給との間に調節を失したるものならんか、斯る消極的手段亦效果を奏し、需給の調節を期することなきに非ざる可しと雖も、今回の戰爭に於けるが如く、戰爭の繼續意外の長期に亘り、其如何なる時に至つて、終熄するや、之を知る能はざる場合に於

て、單に消費節約、代價公定と云ふが如き消極的政策のみを以てして、食糧問題を解決するは至難の業とせざる可からず。蓋し今日食糧問題の由て起れる所以は供給の不足に外ならずとすれば、之を豐富潤澤ならしむるこそ解決の根本的手段とす可く、而して戰爭の長期に亘れる今日の如き場合には、一國農業政策上の方針に依て、內國農產物の增收を期し、積極的手段を講じて、以て時局の急に應ずるを得るの道理にして、食糧問題は結局農業政策の問題に一進し、戰時供給缺乏の故を以て、食糧の消費量を節約せしめられたる國民をして戰時に於て尙ほ平時に於けると同樣の食糧供給に與らしむることを主眼とせざる可からざるなり。

思ふに英國に於ては、今回の戰爭に關聯して、發生したる經濟上の變動に顧み、戰後に經濟政策を一變するの必要を唱道する者なきに非ず。即ち農業政策に就て云はんか、內國に於ける農產物の收穫を增加し、少なくとも食糧の供給に關して、外國より獨立し、戰時たると平和時代たるとを問はず、國民の生活に安定を保たしむるの一事は論者の主張する所なれども、此種の議論は未だ世間を風靡するに至らず、輿論は通商自由の下に、平和時代に外國より食糧を輸入すること舊時の如く爲る一方に、戰時外國食糧輸入の杜絕したる際に、容易に內國に於て、補給するの道を講ずるを以て、必要なりとし、今回の戰爭に於て戰局の長期に亘れる以上は、速に方策を案じて、此必要に副はしむ可しとするものゝ如し。以上の要求たる、之を概觀するときは、一個の難題たるが如しと雖も、敢て然らず、政府亦此點に意を致しつゝあり。即ち政府は千九百十五年六月十五日食糧生產增加問題に關する委員會を組織し、ミルナー卿を擧げて委員長とし、委員會亦同年七月幷に十月の二回に報告書を發表し、食糧產額增殖の方法に就て、種々の意見を公にしたり。然らば委員會は如何なる方策を可なりとしたるか、其可なりとしたる方策は實際に用ゆるを得るものなりや、次に起る可き問題なり。

自由貿易政策の實行以來英國に於て耕地が一變して、牧畜地と爲り、爲めに農產物の收穫に減縮を招けることは、之を否定す可からず。故に今其增收を謀らんとする以上は、先づ今日牧草に掩はれつゝある牧畜地を起して耕地とするを以て、最も自然の方策とす可く、耕地一百萬「エーカー」を增す每に、小麥の增收亦數百萬クォーターに上り、內國に於て要する食糧の六週間分を支うるを得るものと稱せらる

ゝ所以なり。然れども農業家が耕地を擴張して、農産物の增收を期せんとするに就ては種々の考ふ可き問題あり、單に社會の之を必要とする故のみを以てして、農業家の決斷を求むる能はず。蓋し今日戰爭の爲めに、農産物の代價が著しく騰貴したればこそ、農業家をして耕地の擴張に依て利益を收めしむるが如しと雖も、農産物の代價は永く今日の程度に定着するものに非ず、戰爭の終熄と共に、其低落す可きは、之を疑う可かず。戰時の今日國家は農産物の價格を公定して、生産者と消費者との利益を調節し、且つ前者に正常利潤を與ふるの方針を取ると雖も、此價格たる、農産物の最高價格を限定し、戰時に於ける暴騰を制するの目的に出でたるものなるが故に、戰後代價の低落せんとする場合に、之を防止するに、何等の效果を生ぜしむるに足らず。然らば農業家は戰時高利率の資本を運用し、供給の缺乏せる勞力を蒐集する爲めに、高率の賃銀を負擔し、而して戰後代價の低落より生ずる危險を荷はざる可からざる次第にして、斯る危險を冒さんとする者は實際に之を求むる能はず、茲に於てか戰時の今日農産物中其主要なるものに就て、最高價格を公定し、以て消費者の利害を保護したると同一の趣意に基き、戰後に於ては農産物の最低價格を公定し、農業者をして其收め得べき利益の程度を知らしめ、國家の力を以て、之を保證するを必要とする意見に接する所以にして、現にミルナー卿を委員長とする前記委員會は戰爭終熄後五年間小麥一クォーターの最低價格を四十五志とし、國家に於て之を保證するの提案を可決したり。

然れども如上の提案を實行したる場合に、政府が小麥價格を維持する爲めに負擔に當ることの明瞭なるに反し、小麥增收の見込は必ずしも確實ならざるの嫌あり。茲に於てか、委員會に於ては、收穫高の增加を條件として、價格を保證するの案を提出する者あり、更に此計畫を具體的にし、國家の保證は之を千九百十三年當時に比較し、五分の一以上耕地を增加し、且つ耕地全體の五分の一以上に小麥を播種する農民に限りて交付するの案提出せられ、又勞働問題の解決に關聯せしめ、勞働者に公正なる賃銀を支拂へる事實を證明する農民にのみ保證の利益を與ふる案提出せられたり。委員會は是等諸案を攻究し、斯る條件は計畫の眼目に背馳するの恐あり、又特に勞働者の賃銀を上進せしむる目的を以て、强制的條件を課するの必要を認めざるの意見を持して、是等の提案を容れず、單に上記の最低價格保證に

關する提案のみを公表したり。其後食糧供給幷に食糧價格に關する問題は多少緩和の狀を呈したるを以て、政府亦積極的施設を講ぜざりしが、千九百十六年に至るや狀況甚だ險惡と爲り、政府は議會に於て食糧收穫高に一割五分乃至二割五分の減率ある可きこと報道したり。其一原因は千九百十六年春季に於ける天候不良にして、勞働者の就業自由ならざりしに存したるが、秋季に至りて、調査したる所に據れば、小麥播種の面積は千九百十五年に比較して、二十七萬エーカーを減じ、其收穫高亦最近十年間に於ける平均收穫高の八割八分五厘に過ぎざるの事實明白と爲り、此勢を以て進まんか、千九百十七年に於ては、小麥播種の面積に五十萬エーカーの減縮を招く可きこと一般に想像せられたり。假に千九百十六年幷に同十七年の兩年繼續して、小麥播種の面積に斯る減縮を來さんか、收穫高の減少すること約二百萬クオーターに上る可く、之を濠洲より補充せんか、五百噸の船舶百隻を以て四個月半の航海に從はしめざる可からず。船腹不足し、軍需品の輸送を敏活ならしむる爲めに、多數の船舶を要し、殆ど餘裕の存するものあるを知る能はざるの際、斯る方面に如上の海運力を費して、全體の能力に缺損を招くが如きは、到底英國の堪ゆる能はざる所なり。

六

茲に於てか政府は食糧問題の根本的解決を試みるの必要ありとし、千九百十六年十一月農務大臣プロセロ氏は第一に國勢調査を農業に應用せんとし、穀物收穫高、家畜、耕地に於ける居住者、一時勞働者、軍隊に編入せられたる男子勞働者の數を報告せしむることゝし、第二に農產物を增殖する實際的手段として、(一)荒廢したる土地を耕作に付し、(二)肥料幷に機械の使用を奬勵し、(三)農業勞働者の數を增加すると共に、彼等に相當の賃銀を支給し、(四)或る年間小麥に對する最低價格を保證するの必要を認めたり。是等四策中の第一は戰時事變勞働者國民委員會の夙に主張したる所にして、同委員會は政府自ら地方團體又は產業組合に資金を貸付け、目下牧草に掩はれ、又は全然耕作せられざる土地四十萬エーカーを耕地とす可きの案を發表したることありき。即ち農務大臣は之と同一の目的を達する爲め、千九百十六年十二月五日國家防護律の下に新規定を設け、農務省は何人にも使用せられざる土地に對しては、所有者の同意を經ずして、之を收用するを得べく、他の場合に

於ては、使用者又は地代收得者の同意を經て、土地を收用するを得べく、斯く收用せられたる土地は農務省の適當と認むる所に從ひ、或は賃貸借の契約に依り、或は地方團體の直營に依て、耕作せらる可く、期する所は耕作法の改良に依て、收穫を增加せしむるの一事に外ならず。

肥料の供給に就ては、農務省は諸謨尼亞硫酸鹽の輸出を禁止し、千九百十六年に比し、千九百十八年に於ては當業者をして此種肥料の五倍を使用せしめんとしたり。一方に農業機械利用の奬勵に就て行はれたる所を見るに、千九百十七年一月軍需省は新に省内に農業機械部を特設し、農業上の機械幷に道具は自今之を軍需品作業の下に製造することゝし、又其品質を維持する爲め民間に於て之を製造する場合にも或は外國より輸入する場合にも、盡く政府の特許に依らしむることゝしたり。而して軍需省は千九百十七年二月中三十二個のモーター、トラクターを製造して、農務省に引渡し、後者は續々此種の註文を致し、軍需省は軍需品の製造に忙殺せられて、之に應ずるに難く、結局合衆國より若干のトラクターを輸入することゝ爲れり。當時當業者の計算したる所に據れば、千九百十八年に於て耕地に二百萬エーカーを增加するときは、少なくとも九千個のトラクターを必要としたり。而して實際に就て驗するに、千九百十七年八月註文せられたるトラクターは九千個に上り、此内一千個は直に出來し、同年十月に二千五百個、十二月末に四千五百個出來し、千九百十八年三月末に至りて、九千個の需要を充すを得るの豫定にして、此内一千個は英國に於て、他の八千個は合衆國に於て製造せらるゝの計畫なり。農業者中自己の資力を以て、機械を調達する能はざる者に對しては、戰時農業委員會に於て、資金を貸付くるの計畫なるを以て此貸出が國庫に及ぼす一の負擔と爲るは論を俟たざるなり。

農産物の增收を期するには農業勞働者の豐富なる供給を以てせざる可からず。上記の如く農業機械の利用を盛ならしむるときは、農業勞働者に三割の增加を致すと同樣の效果ありと認められたるが、更に直接に勞働者の供給を增加するに就て政府の依賴したるは第一に獨逸の俘虜にして、第二に婦人是れなり。即ち千九百十六年十一月政府は議會に於て今後獨逸俘虜の若干數を一組として、農業者に使役せしめ、農業者をして監視、居住、食餌に就て、責任を有せしむるの方針なること

を說明したるが、翌年一月プロセロ氏の發表したる所に據れば、農業に慣熟したる俘虜の使役せらるゝ者一萬人に及べりと云へり。次に婦人に就ては、千九百十七年六月農務大臣自ら農業者に向つて、多數の婦人を使役す可きことを勸告し、而して其之を使役するや、現に使役せらるゝ男子勞働者の代用とせず、之に對する增員とし、婦人を使役するの故を以て、男子の勞働力を喪失するの危險を睹す可からざることを述べたり。斯る勸告の行はるゝ以前に於て、婦人の農業に使役せらるゝもの必ずしも少なしとせず、收穫物の管理、牛乳の搾取、馬匹の飼養を始め草刈其他田圃の雜役は多く婦人に於て之に當れるの際、如上の勸告に接して、更に婦人の就役を盛にし、六月ミルナー卿は上院に於て農業に使役せらるゝ婦人は十二萬人に上り、近く二萬人を增すことを報告したり。

既に農業勞働者の供給を充足する爲めに、俘虜を使役し、婦人の就役を必要とするの事情ありとすれば、現に農業に從事し、多年の熟練を有する壯丁をして永く斯業に留まらしむるの必要あるや、論を俟たず。然るに開戰以來一般勞働者の賃銀は著しく增進し、農業勞働者にして他に職を轉ずるの意思あらんか、高率の賃銀を收むるを難しとせざる一方に、陸軍も亦農業勞働者の兵卒に徵募せらるゝものを迎うるが故に、益々農業勞働者の田圃に遺留せらるゝの勢を難からしめざるを得ず。千九百十七年五月以來此點に就て、陸軍省と農務省との間に交渉を重ね、結局同年七月農務省內に地方農業行政委員會なるもの組織せられ、委員會は現に農業に從事する勞働者が繼續して、斯業に當ることを以て、國民的必要なりと認むるときには、兵役に就かしめざるの證書を發行するを得べく、又一の耕地に於て過剩なる勞働者は之を他の耕地に移すの權限を有することゝ爲れり。

七

斯の如く內國の農業を奬勵し、戰後に於ては兎に角、少なくとも戰時に於て內國に於ける農產物の收穫を增加し、其供給に就て、外國に依賴する程度を薄からしむるに必要なる政策の行はれたるもの少なからずと雖も、此種の政策として最も有效なるものを求めんか、穀物の最低價格を農業者に保證することゝ、農業勞働者に最低賃銀を保證することゝの二者を擧げざる可からず。穀物最低價格の保證は曩にミルナー卿を委員長とする委員會に於て主張せられたるが、政府亦千九百十

七年二月下旬此議を採用する爲めに、下院に法律案を提出し、六年間の代價表を調製し、四個年の後に隨時改定するの條件を付したり。今戰前幷に開戰後に於ける小麥一クォーターの代價を比較するに、戰前に於ては三十四志十一片に過ぎざりしもの、千九百十五年には五十二志十片と爲り、千九百十六年には五十八志五片と爲れり。隨て政府は新に小麥の最低價格を決定するに當り、千九百十七年には六十志、千九百十八年幷に千九百十九年には五十五志、千九百二十年同二十一年幷に同二十二年には四十五志を以て之に充て、馬鈴薯の最低價格は一噸六磅を以てし、一方に農業勞働者の最低賃銀を一週間二十五志に置きたり。斯くて是等の內容を具して、穀物生產法案なるものが四月十一日下院に提出せらるゝや、曩にミルナー委員會に於て行はれると同樣の議論に接したり。其一は最低價格の保證を總ての收穫に及ぼすや、將た又收穫の增加高のみに止むるやの點是れなり。若しも前法を以てせんか、政府は收穫高の增加の少なき場合に於て、尙ほ多額の經費を支辨せざる可からず、又後法を以てせんか、農業者は現在の生產を維持せざるやも知る能はず。然もプロセロ氏は第二の危險を以て、第一の危險に勝るものとし、保證を收穫增加額のみに限らざることゝしたり。次に起れる問題は收穫の增加を計量するに實際產出額のクォーター量を以てす可きや、將た又穀物の播種せられたる土地の面積を以てす可きやの點なりしが、政府は後者を以て標準に充つることゝしたり。第三の問題は農業勞働者の最低賃銀を如何に決定す可きやの點なり。政府は早く之を一週間二十五志とするの意見を發表したるが、勞働黨の議員は戰前の平均賃銀十七志十片に對し、開戰後生活費に七割五分の上進を告げたることを理由として、三十志の最低賃銀を主張したり。而して政府は之に贊成せず、二十五志に最低限度を置くも、尙ほ多くの地方に行はるゝ賃銀に比較して、高きに居るを以て、一般勞働者の歡迎する所と爲る可く、又新に農業勞働者の爲めに組織せらるゝ賃銀局に於て、必要と認むるときは、隨時引上ぐるを得べきことを理由として、飽くまでも原案を維持したり。

斯くて穀物生產法は、八月二十一日を以て成立し、其後農業賃銀裁定局も亦備者幷に勞働者の代表者各十六名に農務省の任命したる七名の委員を加へたるものを以て組織せられ、農務大臣は此委員會に向つて、其最低賃銀を決定するに當り、勞

働者をして其職業の性質に關し相當なりと認めらるゝ快樂の標準に從ひ、自己幷に家族の生活を支持するを得る金額を以て、之に充つ可しとしたり。此計畫が一方に農業家をして農産物の播種幷に收穫に多額の資金を放資せしめ、他の一方に多數の農業勞働者をして農業に安んぜしめて以て所期の目的を達するに、幾何の資するものあるやは、將來に於て之を檢せざる可からず。

之を要するに戰時に於て交戰諸國の物價問題を解決して之を其正しきに就かしめんとするには、通貨の方面と物資の需給に於ける方面とに着目せざる可からず。英國に於て食料品の代價の騰貴したるが如き、他の一般貨物に於ける代價と同じく、通貨膨脹の之を促したるものあるや、疑を容るゝを許さず。試に千九百十三年十二月末と千九百十七年十二月末とを取つて、銀行信用幷に紙幣發行高を見るに、後者に於ける增加は實に左の如し。（單位百萬磅）

英蘭銀行預金の增加	九五
他諸銀行預金の增加	六七三
英蘭銀行紙幣發行高增加	一六
愛蘇兩地銀行同上	二六
政府紙幣發行高	二一三
計	一、〇二三

千九百十三年末に於ける預金幷に紙幣發行高は十一億五千萬磅に過ぎざりしが故に、千九百十七年末に於て、約九割の增加を致せるものとす可く、一方に戰前市場に流通したる金貨の回收せられたる事實を參酌するも、通貨の膨脹著しき勢に居ることは之を否定す可からず。然も英國が戰時財政を處理する爲めに、從來の程度に於て、公債を軍事費の財源とし、相次いで巨額の公債を發行する場合に、斯る通貨の膨脹に接するは已むを得ざる所にして、之を如何ともする能はず、茲に於てか國家は物價騰貴の一原因たる通貨の膨脹は之を不問に付し、他の一原因たる需要供給の不調和を匡正して、以て物價の常調を保たしむるの窮境に陷れり。然らば需給の不調和を匡正する爲めに、國家は如何なる施設を必要とするやと云へば、生産分配幷に消費の三方面に於て、自然の狀勢の下に現出す可き事相を左右し、生産分配幷に消費の局に當る者を勸説して、公益に伴う行動に出でしめざる可から

ず。即ち生産者は相當の利益を自家に收むるを得る代價に對して、市場に物資を供給す可く、分配者は運輸幷に分配の狀況の如何に急迫せるを問はず、敢て過分の料金を要請せざる可く、消費者亦石炭食物の如き、必要品の消費を節約す可く、斯くて調節の效果を擧ぐるの道理なれども、單に國家の勸誘のみを以て、三者をして所期の如き任意的行動に出でしむるは甚だ困難にして、英國の如き最初之を試みたれども、直に其效果の薄弱なるを實驗したり。茲に於てか當業者幷に消費者に向つて、勸說を加ふるに止まらず、一層嚴酷なる手段を以て臨まざる可からず。即ち生産者をして其意思の如何に拘はらず、一定の最高價格を以て、市場に物資を致さしむ可く、分配者をして物資運搬に課する料金を限定せしむ可く、消費者をして或る範圍内に於て、物資を消費するの制限に服せしむ可く、斯くて國家の國民生活に加ふる干涉必ずしも大ならずして、需給の調節に資するものあるが如し。然も事變の繼續すること久しきに及ばんか、此方法を以てするも、充分の效果なきに至るが故に、遂に國家をして産業に對する殆ど全部の管理權を有せしむることゝ爲る可し。然らば國家として當初戰爭に伴う一の變動に應じて、或る施設を講じ、他の變動の起るに及んで、更に他の施設を爲すよりも、寧ろ戰爭の繼續す可き期間に就て確乎たる推測を下し、今回の戰爭の如き、長期に亘るものに處しては、事の發端に於て根本的施設に着手するを以て、勝れりとす可し。英國が開戰の當初より持久戰の覺悟を有することを公言しながら、食糧政策は常に短見に失し、毫も持久戰の覺悟に副うものなかりしは英國の爲めに惜む可き所なりとす。斯の如きは畢竟年來の自由放任主義の信念、人心に浸潤し、之に違背する政策を實行するに就て、自ら躊躇したるの結果に外ならざる可し。

最後に一考を要するは食糧問題と關稅政策との關係是れなり。ヴルフオーア、パーレー卿を委員長とする戰後商工業政策調査委員會は最近發表したる最終報告に於て、種々の觀察點より保護關稅政策を排斥したれども、尙ほ其適用せらる可き場合と適用せらるゝ條件とを揭げて、左の如く論じたり。

總ての議論に對して最大の配慮と考察とを與へたる後に、吾人は下の如き結論に達したり。（一）關稅に依る保護は國民的安全の道理に基き、或は經濟的實力若しくは幸福に眞實の關係ある産業が外國の競爭に依て存立を脅きれ、又は外國

の統制支配を蒙らんとする勢を防止するの一般的論據に基き、嚴重に選擇せられたる產業の或る部面にのみ、之を與ふるに止む可し。（二）斯る保護は能力ある獨立機關が產業の特殊の部面に就き、充分なる研究を遂げ、且つ他の計畫に依て、目的を達する能はざるや否やを考量したる後に與へらるる可きものとす。

保護關稅の適用せらるゝ場合は以上の條依に件て、局限せられたりと雖も、尙ほ農業の如き自ら右の條件を具備したるものとして、穀物生產法に代つて、保護關稅政策の行はるゝ餘地なしとせず、而して此場合に殖民地に向つて實行せんとする特惠關稅制度との關係を如何に調和せんとするや、將來の問題を以て目す可き所なり。

所謂治外法權國及び敵占領地に於ける住所（三）

板倉卓造

九

海上捕獲權の關する限りに於て人の國性を定むる所以の規準が英米主義に在りては其人の住所の所在地が敵國に在りや又は中立國に在りや又は自國に在りやに依りて決せらるゝが故に假令ば其人の國籍よりせば本來敵人なるも住所が中立國に在る場合には彼の國性は中立と認められ自國に在る場合は無敵性と認められ隨て海上に於て彼の所有に屬する載貨は中立性を有し又は無敵性なるものとせられて拿捕を免ぜらるゝものなること敵性（enemy character）を決する英米主義の特徵とする所なりと雖も、然らば其中立國と云ひ又敵國と云ふは何ぞや、敵國とは自國と交戰關係に在る國にして中立國とは此交戰關係に參與せざるものを云ふこと普通に行はるゝ解釋なり。然れども一般に自國と云ひ敵國と云ふも